



## まちづくり部会資料

### 施策1-2-1 防犯対策の推進

市民文化局  
令和6年5月

#### 資料をご覧ください。上での注意事項

掲載している数値等は、5月24日（令和6年度川崎市政策評価審査委員会第2部会の開催日）時点のものであり、今後、修正・変更になる可能性があります。

# 施策の概要

## 基本政策(1層)

生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり

## 政策(2層)

安全に暮らせるまちをつくる

## 施策(3層)

### 防犯対策の推進

#### 直接目標

市内で発生する犯罪を未然に防ぐ地域づくりを進める

#### 主な事務事業

防犯対策事業

犯罪被害者等支援事業

路上喫煙防止対策事業

客引き行為等防止対策事業

消費生活相談事業

消費者啓発育成事業

# 実施計画に位置付けた成果指標

概要 背景 取組 成果 まとめ

成果指標①		空き巣等の刑法犯認知件数(神奈川県警察統計資料)			
算出方法	各年の「犯罪統計資料」(神奈川県警察公表)の「刑法犯罪名別市区町村別認知件数」の合計値				
指標の考え方	犯罪を起こさせない環境づくりを進めるため、地域社会全体で、住民の意識啓発の向上等の取組を推進しており、毎年(1~12月)神奈川県警察から公表される犯罪認知件数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。				
指標の目標値	第1期策定時 10,685件(H26)	第1期目標 10,400件以下(H29)	第2期目標 8,500件以下(R3)	第3期目標 8,500件以下(R7)	
目標値の考え方	刑法犯認知件数の人口割合が政令指定都市中で最小の数値を下回るように目標値を設定する。【第2期実施計画策定時】H28(2016)の実績値が第3期の目標値を上回ったため、人口1,000人あたりの刑法犯認知件数(H28(2016)時点)が政令指定都市トップの横浜市と同水準となる件数に目標値を変更(・第2期:9,900→8,500件 ・第3期:9,400→8,500件)				
成果指標②		路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数			
算出方法	「路上喫煙防止重点区域(7か所)通行量調査」(年4回実施)における喫煙している人の合計値				
指標の考え方	安全に暮らせるまちづくりを進めるため、路上喫煙の防止に向けたキャンペーンによる意識啓発や巡回指導等の取組を推進しており、人通りの多い駅周辺等において、歩行者の火傷や衣服の焼け焦げの原因となる路上喫煙者数の推移を見ることで、その取組の成果を測ることができる。				
指標の目標値	第1期策定時 42人(H26)	第1期目標 36人以下(H29)	第2期目標 29人以下(R3)	第3期目標 15人以下(R7)	
目標値の考え方	これまでの路上喫煙率の減少傾向を踏まえ、現状値からの半減をめざすことを目標値に設定する。【第3期実施計画策定時】第2期の実績値が第3期の目標値を上回ったため、目標値を変更(・第3期:23→15件)				

# 実施計画に位置付けた成果指標

概要 背景 取組 成果 まとめ

## 成果指標③ 消費生活相談の年度内完了率

<b>算出方法</b>	継続処理案件(年度内(次年度の6月まで)に処理を終えられなかった案件)の件数以外の相談対応件数／対応を行った消費生活相談件数 ※第1期実施計画では、全消費生活相談件数のうち、他機関への紹介のみで終了した案件と継続処理案件を除いた相談件数の割合を年度内完了率として示していたが、第2期実施計画からは、他機関への紹介のみで終了した案件数を母数からも除く算定方法に見直している。			
<b>指標の考え方</b>	消費者生活相談への対応は、丁寧さが求められることはもとより、迅速性・正確性も必要となる。処理時間の長期化は、消費者にとって不利益となることから、年報に現れる数値をもとに完了率を指標とすることで、その取組の成果を測ることができる。			
<b>指標の目標値</b>	<b>第1期策定時</b> 98.2%(H26)	<b>第1期目標</b> —	<b>第2期目標</b> 99.0%以上(R3)	<b>第3期目標</b> 99.0%以上(R7)
<b>目標値の考え方</b>	計画策定時においても高い完了率を示しているが、消費生活相談の更なる充実を図る観点から、計画策定時以上の消費生活相談を処理し、市民生活の安定に資する目標値を設定する。 【第2期実施計画策定時】成果指標の算出方法の見直しに伴い、目標値を変更(・第2期: 98.0→99.0% ・第3期: 98.0→99.0%)			



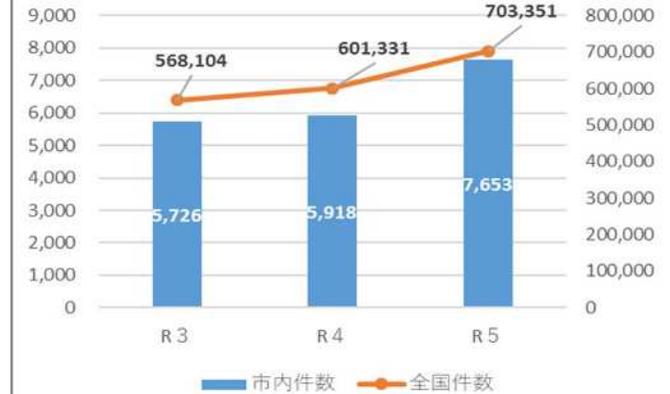
# 刑法犯認知件数の推移(人口千人当たり)

概要 背景 取組 成果 まとめ

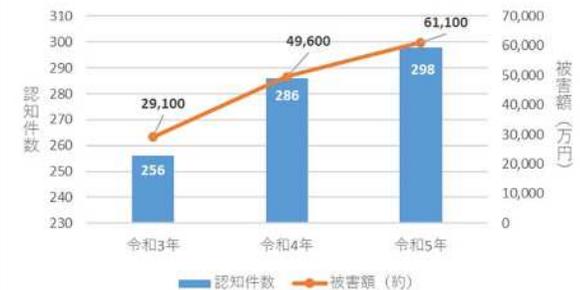
- 本市における過去30年間(令和3年まで)の人口千人当たりの刑法犯認知件数をみると、平成14年をピークとして19年連続で減少しており、平成19年以降は、最少件数を毎年更新していました。
- ただし、警察庁によると、ここ数年、刑法犯認知件数は全国的に増加しており、新型コロナウイルス感染症の5類移行等の社会情勢の変化による人流の増加が一定程度影響し、本市においても増加傾向にあります。
- また、オレオレ詐欺をはじめとした特殊詐欺の発生も増加傾向となっています。

※各表の数値は神奈川県警から提供された確定値

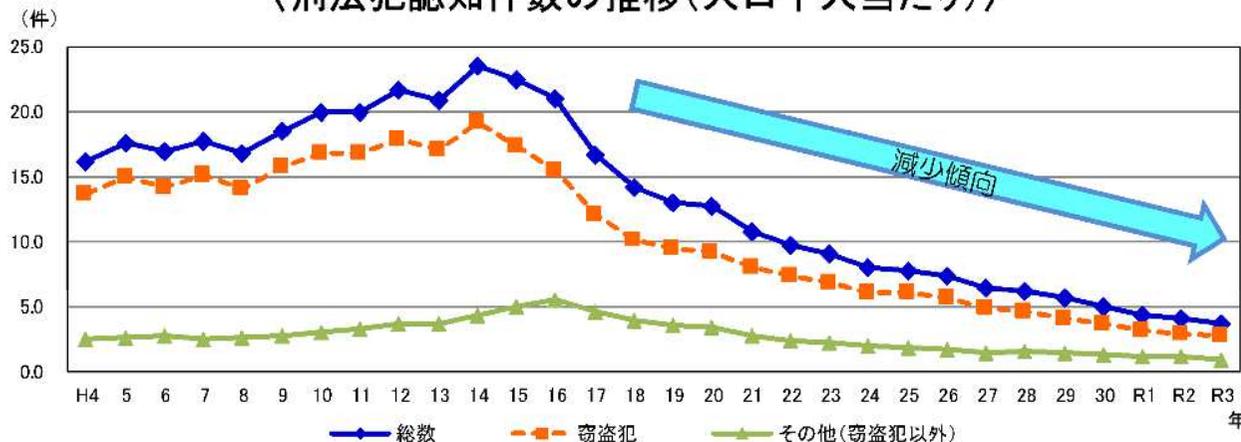
直近3年間の刑法犯認知件数の動向



特殊詐欺被害状況



川崎市の状況(2023 統計情報第5号カワサキをカイセキより)  
〈刑法犯認知件数の推移(人口千人当たり)〉



## (参考)令和5年の犯罪情勢の総括

戦後最少となった令和3年以降、刑法犯認知件数が2年連続で前年比増加となり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の令和元年の水準に近づきつつある。また、重要犯罪の認知件数が既に令和元年を上回る数値となったほか、(中略)特殊詐欺については、認知件数が3年連続、被害額が2年連続で増加したほか、全年代を対象とした架空料金請求詐欺の手口での被害が昨年比で大幅に増加するなど、深刻な情勢が続いている。～令和6年2月警察庁HPより

# 市民の治安イメージ

- 人口千人当たりの刑法犯認知件数を政令指定都市等の大都市と比較すると、本市は横浜市に次いで少ない件数となっています。
- 一方で、本市の治安に関する市民のイメージは「治安が悪い」という回答が「治安がよい」の約3倍ほどで推移しており、現在のイメージと将来望むイメージとの差が大きくなっています。

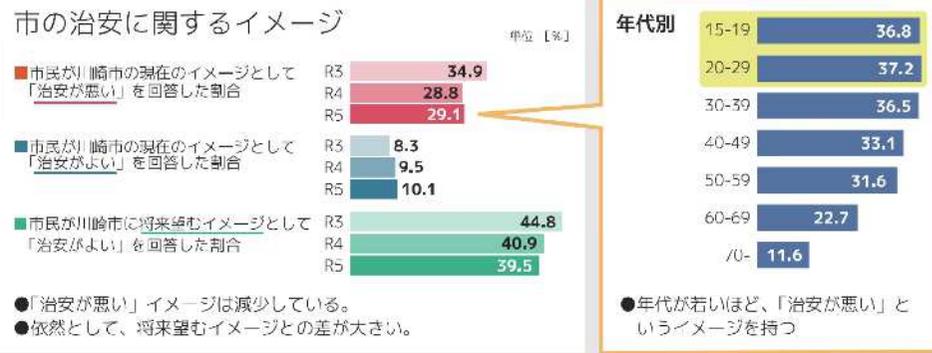
◆2023 統計情報第5号カワサキをカイセキより  
(件)

	人口千人当たり 刑法犯認知件数
1 大 阪 市	11.2
2 名 古 屋 市	7.0
3 福 岡 市	6.3
4 神 戸 市	6.2
5 北 九 州 市	6.1
6 千 葉 市	6.0
7 東 京 都 区 部	5.9
7 堺 市	5.9
9 さ い た ま 市	5.1
10 広 島 市	5.0
11 岡 山 市	4.9
12 仙 台 市	4.8
12 京 都 市	4.8
14 札 幌 市	4.6
15 浜 松 市	4.4
16 新 潟 市	4.3
17 静 岡 市	4.2
18 相 模 原 市	3.9
19 <b>川 崎 市</b>	<b>3.7</b>
19 熊 本 市	3.7
21 横 浜 市	3.5

令和3年刑法犯認知件数÷人口※×1,000

※人口は令和3年10月1日現在

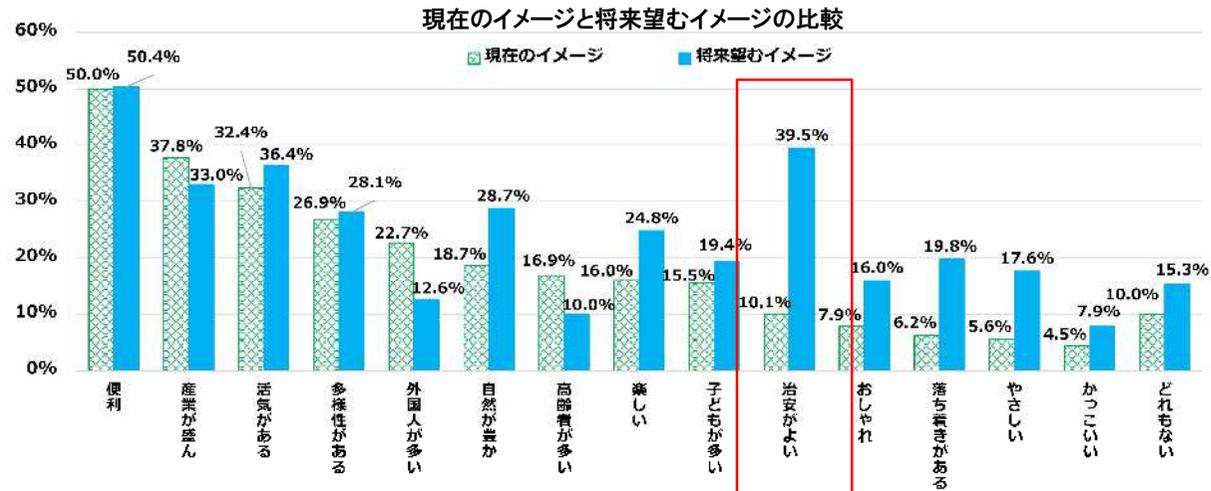
◆令和5年度川崎市都市イメージ調査より (n=4,000)



事実とイメージが大きく剥離

身近な環境整備と正しい情報発信

「川崎＝安全安心なまち」を積極的にPR



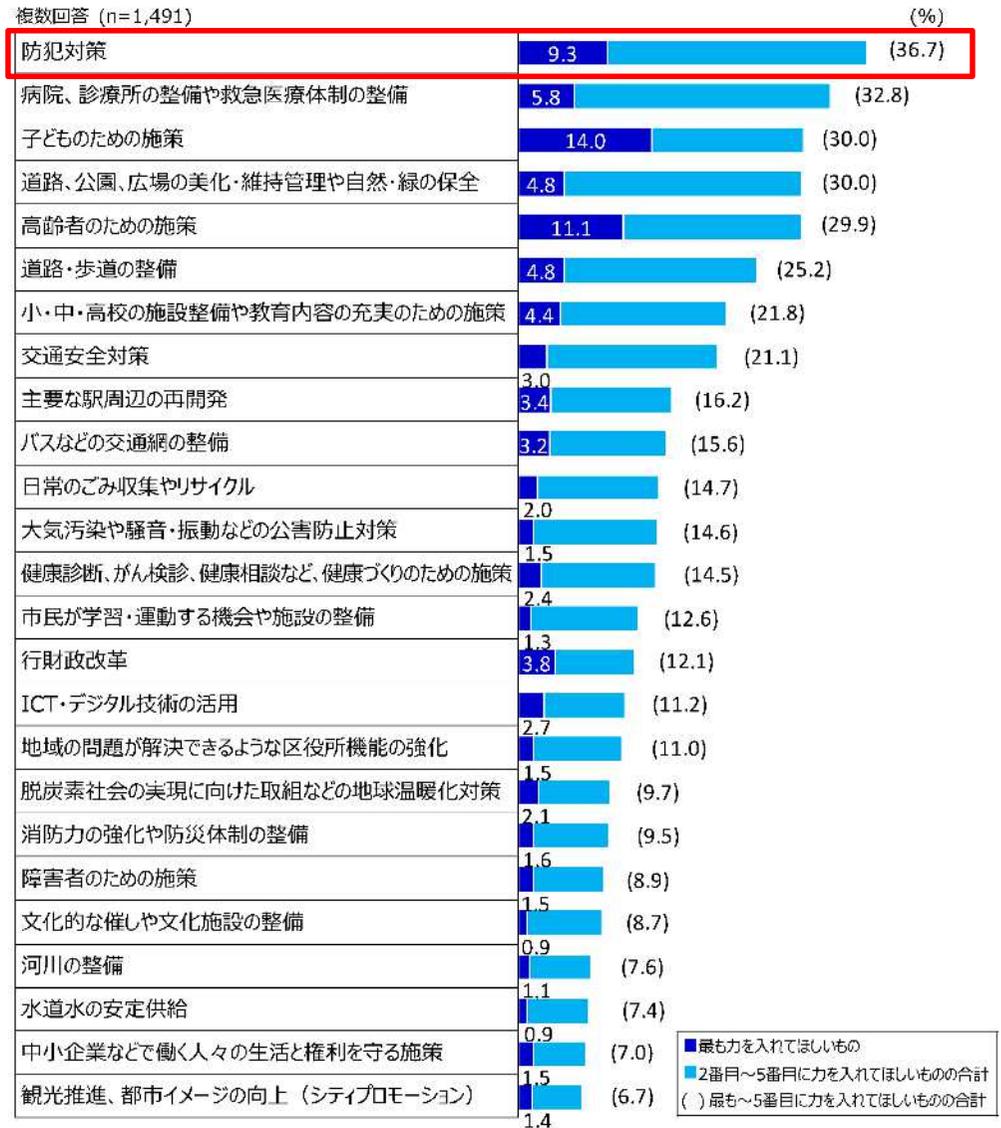
# 市民アンケート等から

概要 背景 取組 成果 まとめ

- 「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」に対する回答において、「最も力を入れてほしいもの」から「5番目に力を入れてほしいもの」の合計では「防犯対策」が、平成27年度以降9年連続で1番多くなっています。
- 本市では平成18年から川崎市路上喫煙の防止に関する条例を制定し、路上喫煙防止対策に取り組んでいます。治安イメージに対して「悪影響を与えている」と特に思うマナーでは「指定場所以外での喫煙」が令和3年以降、常に上位に入っています。

## ◆2023(R5)年度かわさき市民アンケート報告書より

市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと《上位25項目》(複数回答)



## ◆令和5年度川崎市都市イメージ調査より

川崎市の治安に関するイメージに対して「悪影響を与えている」と特に思うマナー (%)

区	1位	2位	3位	4位	5位
川崎市 (n=2,800)	歩きスマホをする 32.7%	自転車スピードを出して歩道を走行する 22.9%	指定場所以外で喫煙する 21.6%	ごみのポイ捨てをする 18.6%	公共の場で騒ぐ 17.8%
川崎区 (n=435)	歩きスマホをする 32.5%	自転車スピードを出して歩道を走行する 25.8%	指定場所以外で喫煙する 22.3%	ごみのポイ捨てをする 21.6%	指定場所以外で喫煙する 20.1%
幸区 (n=312)	歩きスマホをする 37.5%	自転車スピードを出して歩道を走行する 30.0%	指定場所以外で喫煙する 29.0%	ごみのポイ捨てをする 19.8%	指定場所以外で喫煙する 16.2%
中原区 (n=478)	歩きスマホをする 30.0%	自転車スピードを出して歩道を走行する 22.1%	指定場所以外で喫煙する 21.9%	ごみのポイ捨てをする 18.6%	公共の場で騒ぐ 16.4%
高津区 (n=423)	歩きスマホをする 32.4%	指定場所以外で喫煙する 26.0%	23.1%の場で喫煙する 22.0%	ごみのポイ捨てをする 18.7%	公共の場で騒ぐ 18.1%
宮前区 (n=424)	歩きスマホをする 35.9%	指定場所以外で喫煙する 20.6%	公共の場で騒ぐ 19.6%	ごみのポイ捨てをする 19.4%	指定場所以外で喫煙する 18.0%
多摩区 (n=402)	歩きスマホをする 29.3%	指定場所以外で喫煙する 22.3%	公共の場で騒ぐ 19.6%	ごみのポイ捨てをする 18.1%	指定場所以外で喫煙する 15.6%
麻生区 (n=326)	歩きスマホをする 32.9%	指定場所以外で喫煙する 21.2%	公共の場で騒ぐ 20.2%	ごみのポイ捨てをする 17.8%	指定場所以外で喫煙する 17.6%

# 犯罪被害者等支援条例の制定

概要 背景 取組 成果 まとめ

## ● 制定にあたって

犯罪被害者等基本法や神奈川県犯罪被害者等支援条例の施行等を踏まえ、自治体として犯罪被害者等に寄り添った支援を行い、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、犯罪被害者等への支援に特化した条例を令和4年4月1日に施行し、ワンストップ支援窓口の設置や、住居支援、日常生活に関する支援など、被害に遭われた方に寄り添ったきめ細やかな支援を実施しています。

## 1 犯罪被害者等支援施策の現状

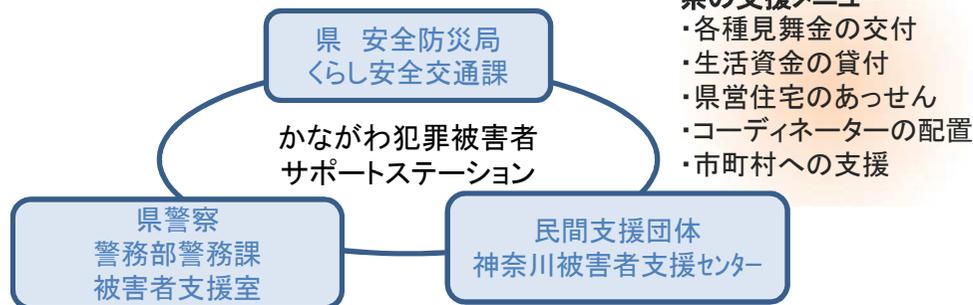
### (1) 国の状況

- ① 犯罪被害者等基本法の制定  
(平成16年12月8日法律第161号)
- ② 第4次犯罪被害者等基本計画の策定

### (2) 神奈川県の状況

神奈川県は、平成21年4月1日に施行した「神奈川県犯罪被害者等支援条例」に基づき、支援推進計画を策定し、総合的・計画的に取組を行っています。

「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置し、県・県警察・神奈川県被害者支援センターの3機関が一体となって法律相談やカウンセリングなどの支援を提供しています。



計画期間: 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年

#### 《基本方針》

- ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ② 個々の事情に応じて適切に行われること
- ③ 途切れることなく行われること
- ④ 国民の総意を形成しながら展開されること

#### 《重点課題》

- ① 損害回復・経済的支援等への取組
- ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- ③ 刑事手続への関与拡充への取組
- ④ 支援等のための体制整備への取組
- ⑤ 国民への理解の増進と配慮・協力の確保への取組

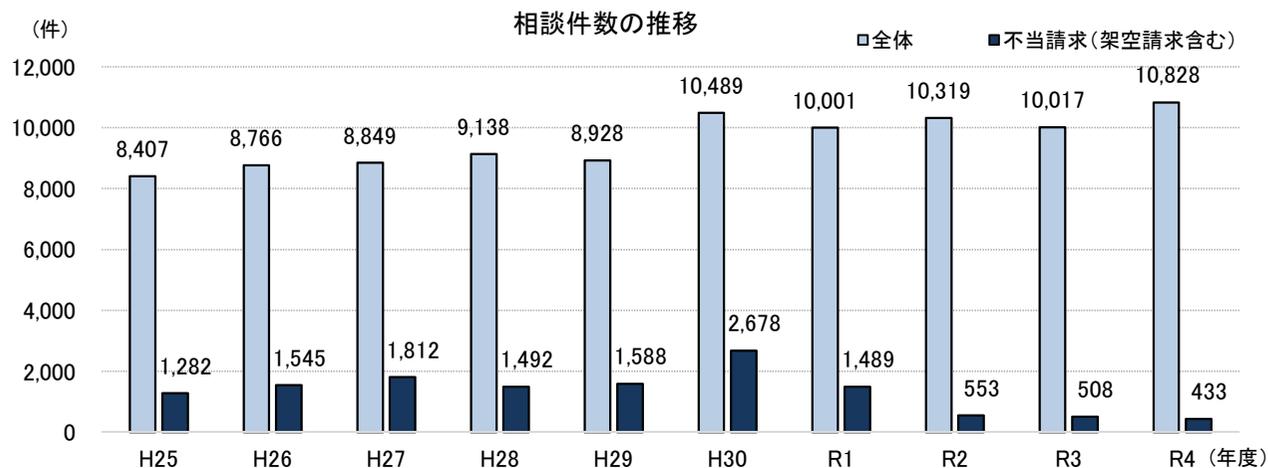
### 政令指定都市の状況

本市より先に犯罪被害者等支援に特化した条例を制定していた政令指定都市は、さいたま市・大阪市・横浜市・名古屋市・京都市・堺市・神戸市・岡山市の8都市でしたが、直近では5都市(下記表参照)が条例を制定し、全国的に犯罪被害者等の支援に特化した条例制定への動きが広がっています。

都市名	条例名	施行日
浜松市	浜松市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日
広島市	広島市犯罪被害者等支援条例	令和4年4月1日
新潟市	新潟市犯罪被害者等支援条例	令和4年8月1日
相模原市	相模原市犯罪被害者等支援条例	令和5年4月1日
熊本市	熊本市犯罪被害者等支援条例	令和5年9月27日

# 消費者を取り巻く現状

- 本市の消費生活相談件数は、令和5年度は11,011件（見込値）で、6年連続で10,000件を上回りました。
- ICTの高度化により、社会のデジタル化・グローバル化が進み、インターネット通販やキャッシュレス決済等が社会に浸透してきました。店舗で対面、現金決済が主流だった時代から、個人が海外から商品やサービスを直接購入できる時代となり、消費者にとっては、利便性が高まる一方で、消費形態が複雑化され、その中のトラブルの在り方も多岐にわたっています。
- 令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、人との接触機会を減らすことが求められ、ライフスタイルは大きく変化しました。それに伴い、消費者の意識や消費行動も変化してきています。
- インターネットの普及や新型コロナウイルス感染症等の影響による電子商取引の増加やキャッシュレス決済の普及により、インターネット関連のトラブルの増加が見られます。



# 安全・安心なまちづくりの取り組み

概要 / 背景 / **取組** / 成果 / まとめ

- 本市では、町内会連合会や警察署、事業者などで構成される安全・安心まちづくり推進協議会を設置し、各区の地域課題や特性に応じた見守り活動や防犯対策などを行っています。
- 町内会・自治会など地域の安全・まちづくり活動に継続的に取り組む団体が設置する防犯灯や防犯カメラの設置に係る費用への補助を行いました。
- また、市内在住の高齢者に対し、特殊詐欺被害の未然防止を図るため、迷惑電話防止機器の無償貸与を行いました。

青色防犯パトロールカーによる  
市内巡視(平日毎日)



住宅の防犯診断・出張防犯相談の実施



(診断) R4: 70回、R5: 58回  
(相談) R4: 20回、R5: 31回

各区の見守り活動



防犯灯の新設・設置補助



(新設) R4: 243灯、R5: 154灯  
(補助) R4: 23灯、R5: 79灯

防犯カメラの設置補助(108台)



R4: 59台、R5: 49台

迷惑電話防止機器の無償貸与



R4: 750台、R5: 450台

# 戦略的な防犯カメラの整備

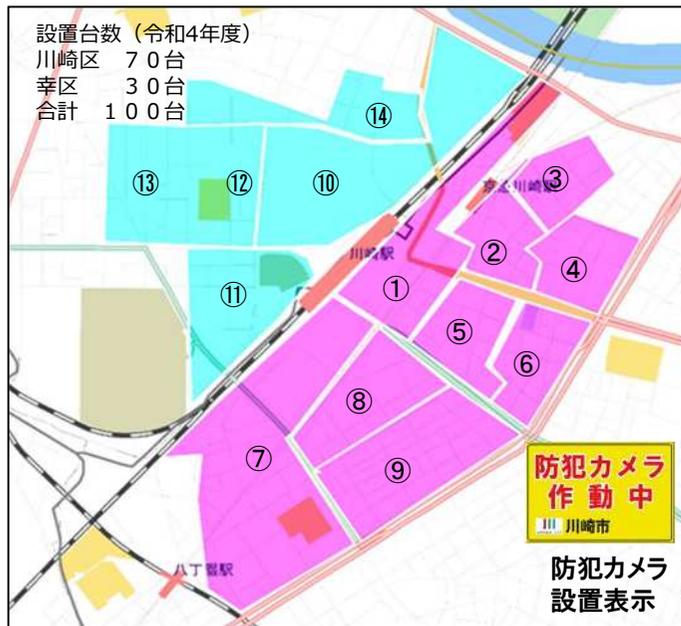
- 市が防犯カメラの整備主体となり、民間ノウハウ等を活用し、市内では最も刑法犯認知件数の多い川崎駅周辺を重点地区として定め、地域を限定した集中的かつ現状把握に基づく戦略的な整備（令和4年度：100台）で「安全・安心なまち」をPRすることにより、犯罪抑止と治安イメージの向上を図ることを目的として設置したものです。
- 防犯カメラ設置にあたり、犯罪の発生状況や既設の防犯カメラ位置と重複しないよう効率的な設置場所を選定するなど、警察等と密接に連携しました。
- 防犯カメラの設置場所への表示板の掲出や、各種広報媒体でのPRなど、積極的な情報発信を行うことにより、体感治安の向上を図りました。



区役所・本庁舎デジタルサイネージでの広報



路面標示イメージ



川崎駅周辺防犯カメラ設置場所地図（町丁別）

## 設置場所（町丁名）

- ①駅前本町 ②砂子1丁目 ③本町1丁目 ④宮本町 ⑤砂子2丁目  
⑥東田町 ⑦日進町 ⑧小川町 ⑨南町 ⑩堀川町 ⑪大宮町 ⑫中幸町  
⑬南幸町 ⑭幸町 →地図参照



設置表示板



重点地区の掲示



重点地区表示幕

# 犯罪被害者支援条例に基づいた支援

## ● 本市における犯罪被害者等支援事業

「川崎市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が必要とする情報の提供及び支援等を総合的にを行います。

### (1) 犯罪被害者等支援相談窓口

ワンストップ支援窓口として、犯罪被害者等からの相談対応、条例に基づく支援の申請受付、犯罪被害者等支援に関する庁内各課・庁外関係機関等との連絡調整など、専門の相談員による支援を行っています。

- ◆受付時間：午前9時～午後5時、月～金曜（祝日・年末年始を除く）
- ◆相談窓口：市民文化局市民生活部地域安全推進課内
- ◆相談員：社会福祉専門職（会計年度任用職員）
- ◆相談方法：電話、市ホームページの相談フォーム、ファクス、面談等

### (2) 各種支援事業

- ◆法律相談：弁護士による法律相談（上限：1案件2回まで）
- ◆カウンセリング：心理学の専門家によるカウンセリングの実施（上限：1案件14回まで）
- ◆見舞金支給：遺族見舞金（30万円）、重症病見舞金（10万円）、性犯罪被害見舞金（10万円）
- ◆住居支援：転居支援（上限：20万円、1案件2回まで）、緊急避難支援（ホテルへの宿泊3泊まで）
- ◆日常生活等支援：家事等に係る支援、一時保育支援、配食支援、一時預かり等支援、教育支援

《第3期期間(R4～R5)の支援実績》

	法律相談	カウンセリング	見舞金			住居支援		日常生活等支援					市営住宅の一次利用
			遺族	重症病	性犯罪被害	転居支援	緊急避難	家事等	一時保育	配食	一時預かり	教育支援	
R4年度	1件	0件	0件	3件	4件	0件	2件	1件	0件	3件	0件	0件	0件
R5年度	5件	1件	0件	10件	9件	3件	0件	2件	0件	6件	0件	2件	1件

### (3) 市民等への広報啓発事業

- ◆市政だより・市ホームページ、警察署等関係機関へのチラシ・ポスターの配布
- ◆本市職員向け研修の実施（eラーニング）
- ◆犯罪被害者週間啓発イベントの開催（令和5年11月29日開催@川崎市総合自治会館）  
・犯罪被害当事者による基調講演、関係者による支援制度説明

#### ◆成果指標・相談件数(延べ数)※令和5年度実績

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	20	27	25	47	157	788

条例施行前⇄施行後

#### ◆リーフレット等を活用した各種広報



◆犯罪被害者当事者を招いての啓発イベント

# 地域の安全対策の取り組み

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

## 路上喫煙防止対策

- 「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」(平成18年4月1日施行)に基づき、主要駅周辺などの「路上喫煙防止重点区域」を中心に路上喫煙防止指導員の巡回活動により違反者に対して指導・警告を行い、これに従わない違反者には罰則を適用し、過料を徴収(R4:2件、R5:3件)しました。
- 重点区域内には、指定喫煙場所を設置し分煙環境の整備に取り組みました。(R5:新百合ヶ丘駅指定喫煙場所改修)
- 市内各駅周辺での毎月のキャンペーン活動や市営バス車内での広報など、路上喫煙防止に向けた啓発活動を行いました。

### ◆市内の重点区域(指定喫煙場所数)

川崎駅周辺(4)、新川崎・鹿島田駅周辺(1)、武蔵小杉駅周辺(3)  
武蔵溝ノ口駅周辺(3)、鷺沼駅周辺(1)、登戸・向ヶ丘遊園駅周辺(1)  
新百合ヶ丘駅周辺(1)

### 指定喫煙場所の整備



## 客引き防止対策

- 「川崎市客引き行為等の防止に関する条例」(平成28年4月1日施行)に基づき、重点区域内を中心に客引き等防止指導員による巡回を実施し、区域内で行われている居酒屋やカラオケ店等の客引き行為(勧誘行為、客待ち・勧誘待ち行為)等について、行為等を「したもの」と併せ「させたもの」として店側も含め指導等(R4:4件、R5:4件)を行いました。
- 商店街や県警等との協力・連携によりキャンペーンを実施し、チラシの配布等条例の周知啓発を図りました。(年3回実施:市民文化局、経済労働局、川崎警察署、銀柳街、銀座街、たちばな通り商店街、仲見世通り商店会が参加)

### キャンペーンの実施



客引き防止啓発チラシ

# 消費者被害未然防止・拡大防止の取り組み

概要 / 背景 / **取組** / 成果 / まとめ

- 新型コロナウイルス感染症の影響や消費生活のデジタル化、法改正等により、消費者を取り巻く状況が変化していることから、これらに的確に対応するため、令和4年度に川崎市消費者行政推進計画（令和5年度～令和7年度）を策定しました。

川崎市消費者行政推進計画（計画期間：令和5年度から令和7年度までの3か年）

《7つの施策の柱》

- I 安全の確保
- II 表示、計量等の適正化及び不適正な取引行為の禁止
- III 生活必需物資の確保及び価格の安定
- IV 苦情の処理及び被害の救済
- V 消費者市民社会の形成に向けた消費者教育の推進【消費者教育推進計画】
- VI 消費者支援協定
- VII 施策推進のための行政体制の充実

《主な施策の方向性》

- ①若年者から高齢者までのライフステージに応じた消費者教育の推進
- ②消費生活相談機能の更なる充実
- ③SDGsに貢献する消費者等を育てる消費者教育の推進

## 消費生活相談事業

- LoGoフォーム（川崎市簡易版電子申請サービス）を活用した相談資料の送付や、Web会議ツールを利用したオンライン相談の実施など、デジタル技術を活用して、消費者がより相談しやすい環境の整備と効率的な相談体制の構築を推進しました。

## 消費者啓発育成事業

- 年齢や特性に応じたリーフレットやデジタルサイネージなどによるインターネット関連などの時宜に合った様々な消費者トラブル事例等の効果的な情報発信を行いました。
- 消費者市民社会に関する動画を作成し、YouTube等で配信しました。

リーフレット等を活用した広報



動画による消費者市民社会の啓発



# 成果指標①の達成状況(目標達成)

## 空き巣等の刑法犯認知件数

- 過去最少件数(5,726件)となった令和3年以降の直近3か年では、刑法犯認知件数は増加傾向にあるものの目標は達成しました。

### ●市が防犯カメラを設置した後の刑法犯認知件数の動向

(1) 令和4年と令和5年の刑法犯認知件数を、区別で比較したところ、すべての区で増加しています。警察庁によると、刑法犯認知件数は全国的に増加しており、今後も新型コロナ禍前の水準まで増加傾向が続くと想定されます。

(2) 市内の状況を見ると、依然として川崎区の刑法犯認知件数が最も多いものの、増加率は北部(宮前区、多摩区、麻生区)が高い状況となっています。

### ●区別刑法犯認知件数(前年比/増加率)

川崎区	2,592件 (+ 640件 / 33%)
幸区	850件 (+ 179件 / 27%)
中原区	1,086件 (+ 168件 / 18%)
高津区	914件 (+ 159件 / 21%)
宮前区	781件 (+ 215件 / 38%)
多摩区	910件 (+ 225件 / 33%)
麻生区	520件 (+ 149件 / 40%)
全市	7,653件 (+ 1,735件 / 29%)
全国	703,351件 (+ 102,020件 / 17%)

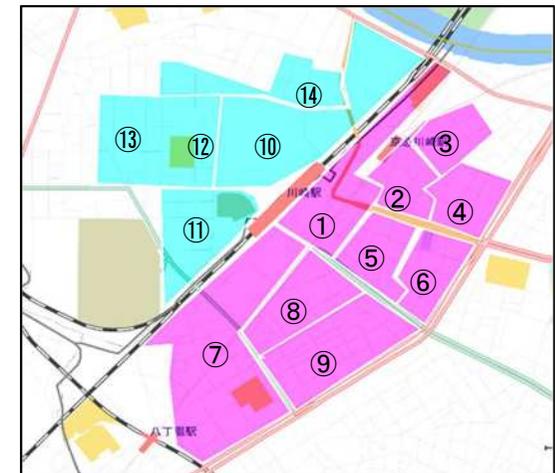
### (参考) 川崎駅周辺町丁別刑法犯認知件数

① 駅前本町 (240)	⑧ 小川町 (112)
② 砂子1丁目 (48)	⑨ 南町 (34)
③ 本町1丁目 (7)	⑩ 堀川町 (156)
④ 宮本町 (9)	⑪ 大宮町 (34)
⑤ 砂子2丁目 (131)	⑫ 中幸町 (21)
⑥ 東田町 (49)	⑬ 南幸町 (65)
⑦ 日進町 (226)	⑭ 幸町 (10)

※数値は全て令和5年確定値

### ◆成果指標

		※確定値	
市内刑法犯認知件数		令和4年	令和5年
県警発表による市内の空き巣等の刑法犯認知件数(年度ではなく暦年)	目標値	8,500	8,500
	実績値	5,918	7,653



川崎駅周辺防犯カメラ設置場所地図(町丁別)

### ●県警への捜査協力件数及び画像提供台数

川崎区	81件	244台分
幸区	24件	113台分
合計	105件	357台分

※令和6年3月末時点

### 《川崎区内における川崎駅東口周辺地域(①~⑨)の刑法犯認知件数の割合》

令和4年 703件(①~⑨計) / 1,952件(川崎区全体) ≒ 36%

令和5年 856件(①~⑨計) / 2,592件(川崎区全体) ≒ 33%

### 《効果》

市・区全体で刑法犯認知件数は増加傾向にあるが、防犯カメラを設置した川崎駅東口周辺地域の川崎区全体に占める刑法犯認知件数の割合は下がっている。

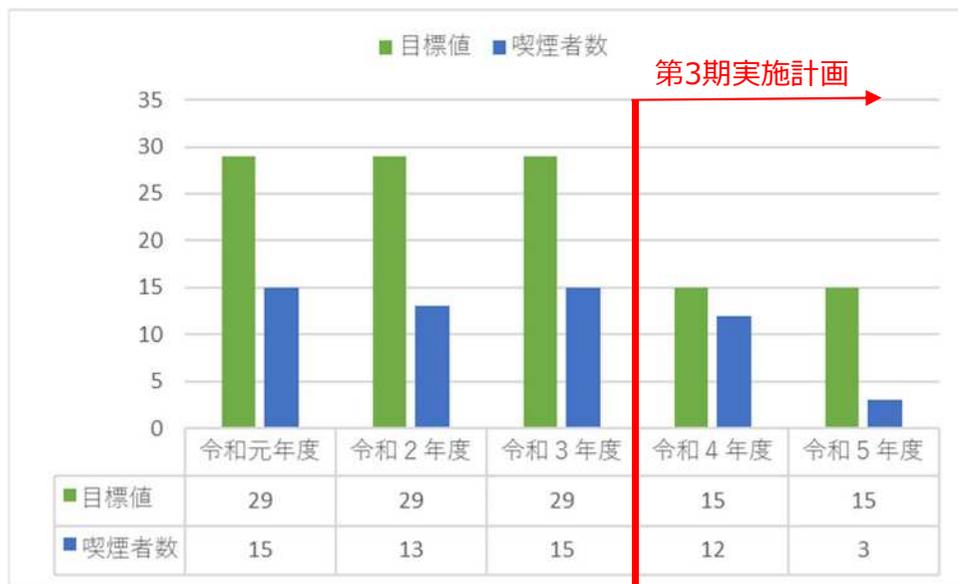
# 成果指標②の達成状況(目標達成)

## 路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数

- 「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」(平成18年4月1日施行)に基づき、違反者に対して指導・警告を行い、これに従わない違反者には罰則を適用し、過料を徴収しました。
- また、各重点区域では定点調査を実施し、喫煙者等の動向を確認しました。
- 毎月の啓発キャンペーンや電柱幕の掲示等の啓発活動及び指導員の巡回活動を実施したことにより、目標値を達成することができたものと考えます(キャンペーン実施回数／R4:96回、R5:96回)。

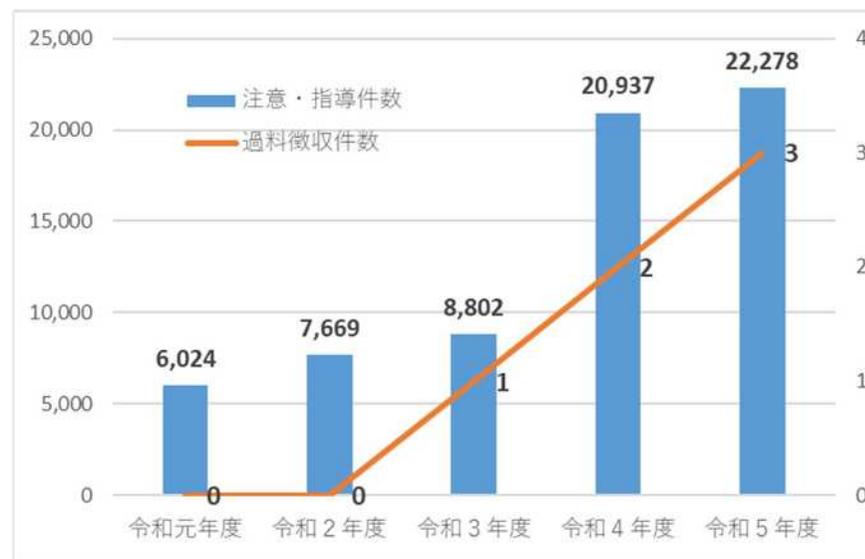
### 路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数

「路上喫煙防止重点区域(7か所)通行量調査」(年4回実施)における喫煙している人の合計値



### 路上喫煙防止指導員による注意・指導件数

令和4年度以降注意・指導件数が増加した要因は、市民から川崎駅周辺の指定喫煙場所のみ出しや煙に関する苦情が増加したため、夜間の巡回ルートを増やしたり、日中の立哨時間を延長するなど対策を強化したことによるものです。



# 成果指標③の達成状況(目標達成)

## 消費生活相談の年度内完了率

- 複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応し、消費生活相談の年度内完了率（R4:99.5%、R5:99%（見込値））は目標値を達成することができました。
- 消費者を取り巻く環境は大きく変化しており、高齢化の進行、インターネットの普及など情報化の進展、消費生活におけるグローバル化の進展等により、消費者被害も一層複雑化・多様化しています。
- そのような状況の中、専門的知識を持ち経験豊富な消費生活相談員による助言・あっせん等により、消費者の権利の回復、救済を図るため、より質が高く効率的な消費生活相談窓口の充実・強化を図り、高水準にある年度内における消費生活相談の完了率を維持することを目指します。また、相談者一人ひとりの状況に応じて、迅速かつ的確に対応し、きめ細かな消費生活相談に努めます。



	第1期 策定時 (H26)	R4	R5
目標		99%	99%
実績	98.2%	99.5%	99% (見込値)

# その他成果(数値で把握できる補足指標)

## 地域の防犯環境の整備実績

### ● 防犯カメラの設置台数 (平成28年度より補助制度開始)

神奈川県と市町村との協調事業として、町内会・自治会等が新規設置する防犯カメラの設置等に係る費用の補助を行いました。

(補助内容)

県補助分と市の独自補助分を合せて町内会等に支給。

○補助内容 対象経費の10分の9以内、1台あたり上限20万円

○補助上限額内訳 神奈川県 66,000円 川崎市 134,000円

(補助台数実績)

【令和4年度】 補助台数:36団体 59台

【令和5年度】 補助台数:37団体 49台

平成28年度からの累計補助台数:389台

### ● 防犯灯の新設台数 (平成29年度より事業開始)

市と契約したESCO事業者が、従来型防犯灯を一斉にLED防犯灯に交換する工事と、その後10年間にわたる維持管理業務を合わせて行うものです。

(設置灯数実績)

【令和4年度】 申請:302灯 設置:243灯

【令和5年度】 申請:224灯 設置:154灯

平成29年度からの累計新設灯数:1,990灯

※毎年、町内会等からの要望に基づき、予算の範囲内で市がLED防犯灯を設置しています。予算は修繕及び新規設置にも充てるため、年度により設置できる灯数が違います。

# その他成果(定性的な成果)

概要 / 背景 / 取組 / **成果** / まとめ

## 防犯対策事業

- 防犯カメラ設置補助事業(R4:59台、R5:49台)及び防犯灯LED化ESCO事業の防犯灯新規設置事業(R4:243灯、R5:154台)により、道路等の通行の安全が確保されました。
- 市内の犯罪発生情報等を配信する「かわさき防犯アプリ(みんなパト)」の運用により、市内の防犯情報の共有化が進み、地域の防犯対策の強化や市民の防犯意識の向上が図られました。  
(R6.3月末現在:延べ約4万6千ダウンロード)

## 路上喫煙防止対策事業

- 指定喫煙場所について、喫煙スペースの拡張及び煙の拡散軽減を目的とした厚生労働省健康局長通知「屋外分煙施設の技術的留意事項について」(平成30年11月9日付健発1109第6号)を踏まえた改修を行ったことにより(新百合ヶ丘駅:R5.12月供用開始)、喫煙場所をはみ出る喫煙者が大幅に減少するなど、周辺環境改善が図られました(新百合ヶ丘駅指定喫煙場所の3か月の月平均注意件数:改修前26件⇒改修後2件)。

# 施策の進捗状況

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

## 施策の進捗状況

A 順調に推移している(目標を達成している)

### 理由

- 配下の事務事業の取組は、掲げた目標どおりに進捗しています。
- 空き巣等の刑法犯認知件数は、市民、地域団体、事業者、警察、行政などが連携して、犯罪を起こさせない環境づくりに取り組んできたことにより、直近は増加傾向(R4:5,918件、R5:7,653件)にあるものの、目標値を達成しました。
- 路上喫煙防止重点区域通行量調査で確認された喫煙者数は、市内各所における啓発キャンペーンや巡回活動の実施などにより減少傾向(R4:12人、R5:3人)にあり、目標値を達成することができました。また、新百合ヶ丘駅指定喫煙場所の改修により、周辺の路上喫煙者の大幅な減少を図ることができました。
- 消費生活相談の年度内完了率は、相談員への専門的な研修等を実施し、スキルアップを図ることにより、複雑化・多様化する消費生活相談に的確に対応し(R4:99.5%、R5:99%(見込値))、目標値を達成することができました。

#### 【施策の進捗状況区分】

A 順調に推移している(目標を達成してる)、B 一定の進捗がある(目標達成に向けて進捗している)

C 進捗が遅れている(目標達成が遅れる可能性がある)、D 進捗は大幅に遅れている(目標達成が難しい可能性がある)

# 施策の今後の方向性

概要 / 背景 / 取組 / 成果 / まとめ

## 今後の方向性

### Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)

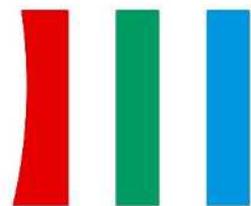
#### 理由

- ① 直近の刑法犯認知件数が増加傾向にあること、市民を取り巻く犯罪情勢は日々変化していることから、現在の取組を継続して進めていくとともに、重点地区に整備した防犯カメラの周知・運用などにより犯罪の抑止に向けた取組を進めます。なお、他地区への展開については、効果検証を行った上で検討することとしています。
- ② 路上喫煙者は減少傾向にありますが、依然として一定数の路上喫煙者がいるため、巡回や啓発の手法などの改善を図りながら引き続き取組を推進していきます。
- ③ 今後も複雑化・多様化する消費生活相談の迅速な解決(完了)に向けて、消費生活相談員の研修等による資質向上を図り、更なる目標値の達成を目指します。また、消費者被害に迅速かつ的確に対応するため、消費者庁や国民生活センター等と情報共有を行い、効率的・効果的な相談体制の構築に向けて継続して取り組んでいきます。

#### 【今後の方向性区分】

I 効果的な事業構成である(現状のまま継続する)、Ⅱ 概ね効果的な構成である(一部見直し等の余地がある)

Ⅲ あまり効果的な事業構成でない(見直し等の余地が大きい)、Ⅳ 事業構成に問題がある(抜本的な見直し等が必要である)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市